

新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
及び新規上場申請のための四半期報告書の適正性に関する確認書

2020年8月31日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 官原 幸一郎 殿

会 社 名	株式会社ダイレクトマーケティングミックス
代 表 者 の	代表取締役社長
役 職	
氏 名 (署名)	<u>小林 祐樹</u>

当社の代表取締役社長である小林祐樹は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。なお、不実の記載がないと認識するに至った理由は以下の通りです。

1. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書作成にあたり、「企業内容等の開示に関する内閣府令」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の関連法令に基づき、全ての重要な点において適正に記載されていることを確認しております。
2. 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書作成にあたり、その業務分担と責任部署を明確にしており、適切な業務体制を整備しております。
3. 毎月開催する定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、重要な経営情報及び業務執行状況が適切に報告されるとともに、重要事項の意思決定が行われていることを確認しております。
4. 監査役は取締役会その他重要な会議への出席、監査役監査の実施及び日常の情報収集を通じて、取締役会の意思決定及び取締役の職務執行が適正に行われていることを確認しております。
5. 内部監査責任者は監査及び報告の独立性を確保したうえで、内部管理体制の適正性、有効性を定期的に監査しており、指摘事項及び改善状況について、その内容を代表取締役社長へ報告しております。
6. 会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人による監査において新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）及び新規上場申請のための四半期報告書の記載内容について、重要な指摘事項がないことを確認しております。

以 上